

鹿児島県立川内高等学校

# 校長通信

第3号 (令和8年5月22日/校長 大倉秀心)



校訓「自律 敬愛 剛健」

鹿児島県薩摩川内市御陵下町6番3号



電話 (0996) 23-7274

FAX (0996) 22-1542



## 第49回定期演奏会

去る5月17日(日)、SSプラザせんだいにて本校吹奏楽部第49回定期演奏会が開催されました。会場には様々な年齢層の方々が来場し、吹奏楽部の演奏を心から楽しんでいるようでした。

全校生徒130人、吹奏楽部員4名の与論高校から転勤してきた私は、川内高校の吹奏楽部の演奏を聴きながら、いろんなことに想いを巡らせました。

私は与論高校在職中、校長として生徒たちに「与論だからできること、与論でしかできないこと」を追求しなさい。「小規模校だからできること、小規模校でしかできないこと」で、他の学校と差別化を図り、独自性を出しなさいと常日頃言ってきました。

その言葉を忠実に実践してくれた生徒たちの中に吹奏楽部の4名がいました。彼らは、「自分たちになり楽器は、聴く人たちに想像してもらおう。そのためにはどんな演奏をすればいいか」などを自分たちへの課題と位置づけ、健気に日々練習に取り組んでいたことを懐かしく思い出します。県吹奏楽コンクールで続けて金賞をいただけたのも演奏に対する彼らの工夫の成果だと私は思っています。

そんな与論高校吹奏楽部の10倍近い部員を擁する川内高校吹奏楽部の演奏を初めて聴いて、今度は大編成ならではの素晴らしさを私は感じました。

各楽器の音が合わさってこちら側に迫ってくる迫力は圧倒的です。曲に合わせた各パートの皆さんの統率のとれた動きも見ている者を飽きさせません。アイドルの曲の時にはダンス部隊も登場し、はつらつとしたダンスが曲のイメージをより一層鮮明にしていました。

立派なエンターテインメントとして成立している舞台を眺めながら、「ああ、これが大所帯の強みだよな」としみじみ感じました。吹奏楽部員の皆さんが自分たちの強みを活かしながら演奏しているのを見て、「川内だからできること、川内にしかできないこと」を実践していることに頼もしさも感じました。これからもさらに

工夫を重ね、今度は同じ規模の吹奏楽部の中で一層抜きん出た存在になれるよう自分たちを日々成長させてほしいと願っています。

それともう一つ。今回会場となったSSプラザせんだいについてです。このような立派なホールを定期演奏会で利用させてもらえる川内高校は幸せだと思います。全ての学校にこのような恵まれた演奏環境があるわけではありません。このようなことにも感謝の気持ちを忘れないでいてほしいと思います。

吹奏楽を通して学べることは、演奏技術だけではありません。上で述べたとおり、自分が演奏に打ち込める環境が整っていることに対する感謝だったり、学校の規模、吹奏楽部員の人数によって、できること・できないことが各校で異なり、同じ吹奏楽といえども音楽に対するアプローチの仕方が変わる。それを知ることにより、様々な異なった境遇で音楽に打ち込んでいる人に対する理解や敬意を持つことができる。音楽一つ、吹奏楽一つとってもこのような複眼的なものの見方を身につけることができることを生徒の皆さんには気づいてほしいと思います。

## 自転車「青切符」

生徒の皆さんも、もう十分に理解していると思いますが、今年の4月より、16歳以上の自転車利用者を対象とした「交通反則通告制度(青切符)」が導入されました。違反した場合は反則金が科せられます。定められた期限内に反則金を納付すれば刑事手続きに移行しないため前科はつきません。しかし、反則金の納付を拒否したり、非常に悪質な違反・事故で「赤切符(刑事手続き)」が切られた場合は、有罪判決により前科がつく可能性があります。反則行為の一例と反則金の額を以下に挙げます。

- ・携帯電話の使用等(ながらスマホ) 12,000円
- ・信号無視 6,000円

- ・車道の右側通行 6,000円
- ・一時不停止 5,000円
- ・悪質・危険な行為（スピードを出して歩道通行し、歩行者を驚かせ立ち止まらせた場合など）  
6,000円

先日、自転車に乗った本校生2人が警察官に止められ、注意を受けているところに遭遇しました。「歩道を並進」していたことが違反の対象だったということです。2人は警察官の警告に素直に従って止まったので、今回は注意で済みましたが、警告を無視しそのまま走行を続けていたら青切符・反則金6,000円を科せられていたはずです。普段自転車を利用する生徒の皆さんは、今一度どんな反則行為があるのか確認を怠らないでください。「知りませんでした」は通用しないのです。

本校は生徒の皆さんには、「大きな子ども」ではなく、「小さな大人」として接していく方針です。新たな法令が定められたのであれば、その法令に則った行動をするのが法治国家の国民の責務です。それを破った者にはペナルティーが科される。皆さんもその年齢に達していることを忘れないでください。

## 「背景」に目を向ける

「ルールが新たにできたので、しっかり守りなさい」とこれまで述べてきたのですが、私は皆さんに、ただルールを守りさえすればよいというレベルで訴えているわけではありません。皆さんには、どうしてこのような制度が導入されたのか、その背景もしっかり理解してほしいのです。そうでないと物事の本質を捉えることができず、結局はルールを守る本来の意味が理解できないからです。

自転車の交通違反に「青切符制度」が導入されたのは、自転車に関連する事故が深刻な状況に陥っているためです。

警察庁によると、交通事故全体の数は減少傾向にあるものの、自転車事故は近年、7万件前後で横ばい状態が続いています。令和7年は6万7470件。そのうち7割ほどで法令違反がありました。

歩行者との事故は約3300件で、過去20年で最多。スマートフォンなどを使用していた自転車が関係する死亡・重傷事故は毎年20~30件程度起きています。加害者となった場合には多額の賠償責任を負うこともあります。自転車は手軽な乗り物ではありますが、重大な責任が伴うことを忘れてはなりません。

このような背景があり、新たな制度が導入されたことを理解することが大切です。つまり、自転車利用者の不注意で年間3千件を超える加害事故があり、20人~30人程度の方は亡くなったり、重傷を負ったりしている。これ以上この状況を看過することができないということなのでしょう。

遺族にとっては、金銭的に賠償されたとしても、一生その加害者を許すことはできないはず。その加害者が皆さんのような高校生であったとしてもです。自転車のハンドルを握るということは、自分の身勝手な運転で人を傷つけてしまう、場合によっては命を奪ってしまう可能性が十分にあることを自転車に乗るたびに思い起こす必要があるのです。人生100年時代といわれる今、皆さんが仮に自転車の違反行為で人の命を奪ってしまった場合、残り80年以上を贖罪の念を抱えて生きていく勇気がありますか。私なら無理です。

「青切符」の対象になる違反行為は113種類あるようです。これは、自転車に関連する事故につながった行為を一つ一つ拾い上げていったら113種類あったということに他なりません。本校生が注意で済んだ「並進」も大事故につながった過去があったということです。

## 命を大切にすること

ここまで考えれば、ルールを守る意味がはっきりしたと思います。「ルールを守ること」はイコール「人の命を大切にすること」だということが分かるでしょう。人の命を大切にすることは、裏返せば皆さん自身の人生、そして家族の人生を守ることに直結していることも理解できるはず。これが、「青切符制度」導入の本質です。皆さんが物事の「背景」に目を向けることの大切さを理解してくれることを願っています。